

# 商法における連結計算書類の 導入にかかる諸問題

松 崎 信

## 1. はじめに

ここ数年の商法改正は、株式制度、会社の機関に関するものの他に、特に計算に関しても、極めて重要な改正が行われてきた。税効果会計の導入、資産の時価評価規定の創設、金庫株の解禁、法定準備金の使用の緩和、連結計算書類の導入をはじめとした商法計算規定の改正や商法施行規則の創設である。

本稿では、最初にトライアングル体制によるわが国の会計制度の特徴と、急速にトライアングル体制が崩壊しつつある最近の状況を概観した後に、商法が証取法の開示に歩み寄りを見せつつある動向のひとつとしての、商法特例法上の大会社に対する連結計算書類等の導入に係る問題に焦点を絞って言及することとする。

なお、本稿の記述は現時点（2003年9月）において筆者の持ち合せている不十分な情報によっている部分もあり、また意見に亘る部分は、私見であることをお断りしておく。

## 2. トライアングル体制によるわが国の会計制度の特徴と その崩壊

### 1) トライアングル体制によるわが国会計制度の特徴

わが国の会計・開示制度を規制する法律には、商法、証券取引法、税法（法人税法）の三種がある。

## 商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

これらの法律はそれぞれが、制定機関も異なり、目的や役割を異にしながらも相互に絡み合って関連をもって機能している。そのために企業は三種類の開示書類の作成を強いられておりその負担を負わされているのも事実である。すなわち、商法がその中心にあって、基本法的な地位を占め、法人税法における所得計算は商法の計算規定に従って計算され、かつ株主総会で報告または承認された計算書類上の利益にもとづいて課税所得が計算される。証券取引法に基づく財務諸表は、商法の計算規定に従って作成された計算書類を、財務諸表等規則に基づいて組替えて作成されている。

このため、証券取引法の対象会社は、財務諸表等規則と商法施行規則(旧「商法計算書類規則」)に基づいて二重の決算書類を作成してきている。また法人税法は、資産評価、特に固定資産の減価償却に代表されるように、減価償却方法や個々の資産の耐用年数にいたるまで詳細な規定を置いており、引当金についても会計上の必要額を離れて課税の公平性の見地から一律の基準(通常会計上の必要額に比べて不足する)を設けている。更に、減価償却費や引当金の計上額等の、いわゆる税務上の用語でいう“内部取引”は、商法での会計帳簿に記載すべきことをもって損金に算入する条件とされており、純粋な企業会計上の損益計算に当たり障害となってきた。このことは税法の確定決算主義が本来あるべき適正な企業会計へ影響を与えていることから“逆基準性”と呼ばれている。

このような日本の会計制度の特徴を称して、“トライアングル体制”と呼んでいる。<sup>1)</sup> これらの関連を表にまとめると、(表1)のようになる。トライアングル体制の存在が、わが国の会計制度の改正がこれまで遅々とし進まなかった原因のひとつでもあろうとも思われる。

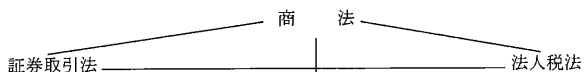
---

1) 「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」当時の早稲田大学教授・企業会計審議会会長新井清光氏と当時の成城大学教授・白鳥庄之助氏とによる会計基準設定機関国際会議(1991年6月16日~18日)、ベルギー・ブリュッセルでの報告書

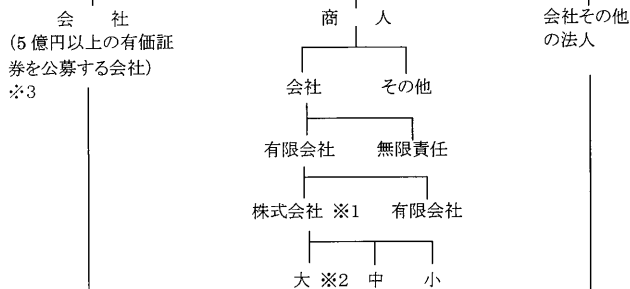
商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

(表1) 日本の企業会計制度の概要

(主な法律)



(適用対象)



(財務諸表)

個別及び連結:  
貸借対照表  
損益計算書  
利益処分計算書  
附属明細表  
※4

これらは、大蔵大臣  
(財務局長)に提出さ  
れる有価証券報告書  
等に含まれる。

個別のみ:  
貸借対照表  
損益計算書  
営業報告書  
利益処分案  
附属明細書

これらは、株主総会に提  
出される。

※5  
個別のみ:  
貸借対照表  
損益計算書  
利益処分計算書  
各種明細書

これらは、納税申告書  
に添付される。

(監査)

公認会計士または監  
査法人

監査役(大会社の場合  
は公認会計士または監  
査法人)

※1 約1,220,000社(筆者注;最近の統計では1,100,000社程度とみられる。

※2 約6,000社(筆者注;最近の統計では10,000社程度で、内4,000社程度は証券法対象会社も含まれている。)

筆者注

※3 現在は5億円が「1億円」に変更されている。

※4 現在では、キャッシュ・フロー計算書が追加されている。

※5 平成14年度から連結納税制度が導入された。

## 商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

このような、トライアングル体制の存在は、わが国特有の現象であり、会社に二通りの決算書類の作成という事務負担の増大と、商法特例法監査と証取法監査との重複を強いることになり、以前から証券取引法に基づく開示と、商法に基づく開示との一元化を図る必要性が叫ばれてきた。

### 2) トライアングル体制の崩壊（商法と証券取引法との接近）

このようなトライアングル体制も、ここへきて商法と証券取引法による企業会計とが急速に接近しつつあり調整が図られつつある。当時の大蔵省と法務省との共同の研究会は、1998年（平成10年）6月「商法と企業会計の調整に関する研究会」報告書を公表した。<sup>2)</sup>ここでは金融商品の時価評価の導入と税効果会計の採用に関する合意がなされ、それを契機にその後の商法と証券取引法規則等の改正に当たり、具体的には、以下のように一元化に向けての努力が見られた。

#### ① 税効果会計の採用と資産の時価評価

平成11年4月1日以後に開始する年度から個別財務諸表と連結財務諸表に税効果会計を適用するように商法上も証取法上も改正が行われた。また、平成12年4月1日以後に開始する年度から金融商品会計基準が適用となり、時価のある有価証券等について時価評価が行われている。具体的には、金融商品の時価評価を商法上も許容するために、平成11年の改正で金銭債権の評価（商法第285条の4第3項）、市場価格のある株式等の評価（同285条の6第2項）の規定が商法上新設された。<sup>3)</sup>

#### ② 資産評価規定の政令への委任

平成14年3月には、下記のような商法規定の中におかれていた資産の評価等にかかる計算に関する規定が削除され、法務省令としての商法施行規則（最終改正：平成15年2月）（表2）に委任するための改正が行われて

2) 「商法と企業会計の調整に関する研究会」報告書（平成10年6月16日）

3) 始関正光「平成14年改正商法の解説 [X]」商事法務 No. 1649 p. 5

商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

(表2) 商法による資産評価等関係規定

	平成14年改正前商法	商法施行規則(平14年及び15年改正後)
流動資産の評価	285条ノ2	28条
金銭債権の評価	285条ノ4	30条
社債等の評価	285条ノ5	31条
株式・持分の評価	285条ノ6	32条
のれんの評価	285条ノ7	33条
創立費の繰延	286条	35条
開業準備費の繰延	286条ノ2	36条
試験研究費・開発費の繰延	286条ノ3	37条
新株発行費用の繰延	286条ノ4	38条
社債発行費用の繰延	286条ノ5	39条
社債発行差額の繰延	287条	40条
建設利息	291条4項	41条
引当金	287条ノ2	43条
配当限度額の計算	290条第1項4号・6号	124条
中間配当限度額の計算	293条ノ5第3項3号から5号	125条

いる。

これらの改正の主旨は、法務省民事局参事官室からの「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」(平成13年4月18日、以下「中間試案」という。)によれば、次のように説明されていた。

イ) 商法と証券取引法との調整

公開会社は商法に基づく計算書類と証券取引法に基づく財務諸表との2種類の書類を作成しなければならないが、その一元化を図ること、および  
ロ) 大会社を前提とした立法技術的な限界の解消

企業会計をめぐる国際的な動きの速さと法改正に要する時間とのギャップ等の問題を解決するため、商法中の資産の評価規定等を法務省令に委任することにより、その要請に対応しようとするものである。(中間試案第二十)

さらに具体的には、証券取引法第24条の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣(実務上は金融庁長官へ、更には財務局長に権限が委譲されてい

## 商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

る<sup>4)</sup>に提出すべき会社が二種類の計算書を作成しなくてもよいようにする観点から、このような会社にあつては、財務諸表等規則の定めに従い、貸借対照表と損益計算書を作成することが適当であろうという提案もなされていた（中間試案第二十注2）。

### ③ 商法での連結計算書類の導入

従来、商法は個別財務諸表に基づく計算書類の作成のみを要求し、連結情報は要求しておらず、わずかに大会社と中会社について、営業報告書の企業結合の状況において、グループの状況（営業の経過と成果）が記載されるにとどまっていた。

そこで平成14年改正商法においては、企業グループに関する開示の充実に図るため平成16年4月決算会社から、商法上の大会社（当面は証取法適用会社のみ）については連結計算書類の作成・開示を要求することとした。

### 3. 商法特例法上の大会社についての連結計算書類の導入

かねてから商法にも連結財務諸表制度を導入すべきとの要請があつたが、ようやく平成14年の商法特例法の改正により制度化されたものである。会計のグローバル化と透明性の確保のためにも、連結計算書類が商法上導入されることは、大いに歓迎すべきことと言えよう。ちなみに、適用は平成16年4月決算会社からであり、3月決算を例にとれば平成17年3月期からである（平成14年法律第44号附則8条）。

なお、平成15年4月から、いわゆる「委員会等設置会社」の制度が導入され、一部大手企業の一部がその導入に踏み切ったところもあるが、いまだほとんどの会社はその導入について検討中か、見合わせているところが多い。従って、本稿では特に記載する場合を除き、一般的な大会社連結

---

4) 証券取引法による企業内容等の開示に関する内閣総理大臣の権限については、証券取引法第194条の6第1項の規定により金融庁長官に委任され、更に同施行令第39条において当該委任された権限のうち金融庁長官から財務局長に委任される権限が具体的に規定されている。

## 商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

特例規定適用会社（商特第20条2項、商規第2条16号）を中心に解説することとした。

### 1) 連結財務書類作成義務者

大会社の取締役は、毎決算期に連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下、「連結計算書類」という。）を作成し取締役会の承認を得なければならない（特例法第19条の2第1項）が、すでに連結計算書類を作成してきている有価証券報告書作成会社以外の会社にあつては、新たな追加的な事務負担が生じるため、経過措置が設けられており当分の間は、大会社のうち有価証券報告書提出会社に該当しない会社にあつては、その作成を要しないこととされている（改正法附則第9条2項）。

### 2) 連結計算書類の体系と用語・様式

#### ① 連結計算書類の種類

連結計算書類として開示すべきものとしては、連結貸借対照表と連結損益計算書に限られる（商規143条）。

開示の充実という観点からは、証取法で要求されている連結キャッシュフロー計算書や連結剰余金計算書、連結附属明細表も必要かつ有益であると思われるが、これらは主として作成者側の事務負担の観点から要求されてない。立法担当者の解説によれば、連結計算書類は総会の招集通知にも添付されるためその印刷や郵送のコストもかさむので、連結貸借対照表と連結損益計算書とに限定し、かつその記載内容についても注記の省略等の大幅な簡略化を認めている。<sup>5)</sup>

連結剰余金計算書と連結キャッシュフロー計算書も、その重要性和会計の国際的な潮流等に鑑み、含めるべきであり、必要な附属明細表や注記事項も当然要求されるべきであろう。証取法の連結財務諸表規則とは一部に

---

5) 始関正光「平成14年改正商法の解説 [X]」商事法務 No. 1649 p. 6

## 商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

しる科目や様式を異にする連結計算書類を二重に作成し開示する方が、会社の事務担当者としても、また監査人としても煩わしさが残る。

私見では、連結計算書類作成会社にあつては、これまでも証取法による連結財務諸表を作成し、連結決算短信や有価証券報告書において開示してきている経験があるわけであり、商法で連結キャッシュフロー計算書等を開示しないことからくる事務コストの削減はあまり意味がないのではなからうかと思われる。むしろグループ経営の観点からの透明性を確保し、開示の一元化と充実のためにも証取法と同一の開示が望まれる。

なお、連結貸借対照表と連結損益計算書以外の諸表を会社が任意に作成し開示をすることは可能であるとされている。<sup>6)</sup>

### ② 連結計算書類の用語・様式

会社は選択により連結計算書類の用語・様式について、その一部又は全部を商法施行規則第8章第2款（連結貸借対照表）、及び第3款（連結損益計算書）の定めによらずに、連結財務諸表規則の定めるところによることを妨げないこととされている（商規197条1項）。従って本規定によって連結財務諸表規則そのものにより連結財務諸表を作成することができ、証券取引法に基づく連結財務諸表との一元化を図る道が開けたことは、歓迎すべきことである。<sup>7)</sup>

これにより作成者側の立場にたてば、二重の書類の作成や監査のためのコスト負担を回避することができ、また利用者側にとっても情報の一元化が図られ、より有用性が増すものと考えられる。

## 3) 連結範囲

### ① 「子法人等」の概念の導入

---

6) 弥永真生教授：改正商法施行規則〔計算書類関係〕の完全解説 [下]「連結計算書類に関する規定」（企業会計2003 Vol. 55No. 7 p. 83）

7) 本改正は、有報提出大会社の負担を軽減するために、中間試案の第二十注2を受けたものである。



商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

連結計算書類の導入に当たってまず問題となるのは、連結に含まれる子会社、関連会社等の範囲である。商法の規定上、「子会社」の定義が、平成13年6月改正により発行済み株数の過半数から総株主の議決権の過半数に一部改正されてはいるが、依然として株式の所有割合（持株基準）により判定されることには変わらない（211条の2第1項1号、3号）。一方、証券取引法上の財務諸表等規則上の「子会社」は、支配力基準により判定されるため、一般的には証券取引法上の「子会社」の方が範囲が広い。<sup>8)</sup>

このままの状態では商法上連結決算を導入すると、親会社の監査役や会計監査人の子会社調査権（274条の3）や、子会社株式の評価等に関する規定で齟齬をきたすことにもなりかねない。

そこで、平成15年2月に改正された商法施行規則においては、連結財務諸表規則上の「子会社」と一致する「子法人等」という概念を創設した。すなわち、商法施行規則上の「子法人等」とは、財務諸表等規則第8条3項、4項、および7項の規定により計算書類作成会社の子会社とされる者をいう（2条1項18号）とし、さらに証取法上の子会社、すなわち商法上の「子法人等」のうちから、商法上の議決権ベースでの「子会社」と判定される者を除いた者を商法施行規則上の「連結子会社」（商規142条）と定

財務諸表等規則	商 法 施 行 則		
子会社（支配力基準） （8条3項, 47, 項）	子法人等 （2条1項1項18号, 144条1項）	（商法上の）子会社 （2条1項19号, 商法211条の2, 1項, 3項）	連結子法人等（2条1項25号）
			非連結子法人等（2条1項27号）
	（商法上の）連結子会社 （142条, 商特1条の2, 4項）		連結子法人等（2条1項25号）
			非連結子法人等（2条1項27号）

8) なお、議決権の過半数を所有している場合であっても、更生会社、再生会社、整理会社、破産会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会

義した。

このように、「子会社」と「連結子会社」は、財務諸表等規則と商法施行規則とは用語の意味が異なるので、注意する必要がある。

また、商法上定義されていなかった「関係会社」や「関連会社」の定義が新設されたが、これらは、財務諸表等規則、連結財務諸表規則の定義と同一である。

関係会社（商規2条1項24号＝財規8条8項）

関連会社（商規2条1項28号＝財規8条5項，6項）

子会社と連結子会社の定義が、財務諸表等規則と商法施行規則とで微妙に異なることは、連結計算書類の読者をミスリードさせかねない。証取法上連結財務諸表制度が導入されてから、すでに四半世紀以上経過し、子会社と連結子会社という用語は定着してきており、後追いで商法が連結計算書類を導入したからといって、あえてこのような定義を別途設ける必要性があったかどうか疑問である。

せっかく証取法と商法との調整を図ったのに、定義が異なることは残念なことである。

## ② 外国子会社等

商法上の子会社には、日本法上の株式会社および有限会社以外のものは含まれない<sup>9)</sup>と解されているため、商法上は外国会社が連結に含まれるかには疑問を呈する見解もある。このことは、商法上子会社の定義が、商法の計算や開示規定の個所に置かれているのではなく、親会社の監査役や会計監査人の子会社調査権のところに置かれているため、實際上支配力基準により連結範囲が拡大した会社や、外国子会社にまで親会社の監査役の調査権が及ぶとすると調査を実施することが實際上可能かどうかの観点から、

---

社については、議決権の過半数を所有していても定義上「子会社」には当たらない。（財規第8条第4項）

9) 弥永真生教授：改正商法施行規則〔計算書類関係〕の完全解説〔下〕「連結計算書類に関する規定」（企業会計2003 Vol. 55 No. 7 p. 84）

## 商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

狭く解しようとする見解が出てくるものと思われる。しかしながら今日の企業のグローバルな事業展開や国際的な会計の潮流からすれば、形式的な持株基準では意味がなく実質的な支配力基準によるべきであろうし、外国会社を除外することは全く意味がないものと考ええる。

この点についての解決を図るため、改正商法施行規則は、前述3)①のように「子法人等」という概念を導入することにより解決を図っている。

### 4) 連結計算書類の作成と監査日程

#### ① 日程

連結計算書類の作成から定時株主総会までの流れを示せば、以下のようになる。

(i) 決算書類の作成（作成義務者は、取締役）（商特 19 条の 2 第 1 項）

⇒取締役会の承認（商特 19 条の 2 第 2 項）

⇒連結計算書類の監査役会、会計監査人への提出（定時総会の 6 週間前まで）（商規 181 条第 1 項）

⇒会計監査人は監査報告書を監査役会、取締役に提出（連結計算書類受領後 4 週間以内）（商規 182 条第 1 項）

⇒監査役会は監査報告書を取締役に、その謄本を会計監査人に提出（上記報告書受領後 1 週間以内）（商規 183 条第 2 項）

(ii) 連結貸借対照表と連結損益計算書を招集通知に添付して送付（定時総会の 2 週間前までに）（商特 19 条の 2 第 5 項、商法第 283 条の 2）

(iii) 定時総会で、連結計算書類の内容と監査結果を、取締役が報告（商特 19 条の 2 第 4 項）

なお、委員会等設置会社にあつては、取締役が指定して執行役が連結計算書類を作成し、取締役の承認を受ける前に会計監査人と監査委員会に提出して監査を受け、その後で取締役会が承認するという手続を踏むこととされている。（商特 21 条の 32 第 1 項、21 条の 26、21 条の 32 第 3 項）

(表3) 決算日程表の例

決算期	個別計算書類(大会社の場合)		連結計算書類(大会社連結特例規定適用会社の場合)	
	3月31日	5/1	3月31日	5/15
	8週間前	(計算書類の取締役会での承認) 計算書類提出 会社監査人の監査開始 (この間)4週間	6週間前	(連結計算書類の取締役会での承認) 連結計算書類提出 会計監査人の監査開始 (この間)4週間
	5週間前	5/22 附属明細書の提出		
	4週間前	5/29 会社監査人の監査報告書提出 (この間)1週間		
	3週間前	6/5 監査役会・監査委員会の監査報告書提出		
	2週間前	6/12 総会招集通知の発送	2週間前	6/12 総会招集通知の発送 会計監査人の監査報告書提出 (この間)1週間
株主総会	6月27日		1週間前	6/20 監査役会の監査報告書提出
決算公告		総会后遅滞なく	6月27日	公告は強制されない

前記のように、連結計算書類の作成と監査日程は、個別の計算書類の場合と比較して2週間の遅れを容認する規定となっている。

このため連結計算書類の監査は株主総会の招集通知の発送期限までに終了しているとは限らない。法制上は監査の終了を待たずに、連結計算書類が招集通知に掲載して株主に送付してもよいこととされている。

## ② 期限の延長・短縮

上記①の規定にかかわらず、取締役、監査役会、会計監査人の三者が合意したときは、この期限を延長又は短縮することができることとされている。(商規184条)これは、連結計算書類の作成が総会の6週間前でも困難な会社があることが想定されることと、逆に、総会の招集通知に連結計算書類とともにその監査報告書も添付することを希望する会社のあることを配慮したものであるとされている。<sup>10)</sup>

このため、監査終了前の連結計算書類は総会の招集通知に添付されて送られるという可能性があり、監査の結果いかんによっては連結数値が変動する可能性もあり問題が残る。しかしながら、今回の制度改正に当たっては連結計算書類の適用を受けない会社との均衡を図る観点から、連結計算書類には配当規制の機能をもたせずに、情報開示の充実にのみにとどめたものとされているからであると説明されている。<sup>11)</sup>

## ③ 連結作業の早期化のための施策

企業においてはグループ経営が進みそのための内部管理体制の整備が図られ、決算の早期化のために連結用のソフトも普及し、作業のタイミングは早まってきている。

会計監査人の監査の面においても、期中監査の充実と期末監査の前倒しによる実施が行われている。また連結監査は必ずしも完全な連結財務諸表

---

10) 始関正光「Q&A 平成14年改正商法」p. 271

11) 始関正光「平成14年改正商法の解説 [X]」商事法務 No. 1649 p. 8

の完成を待ってからスタートするわけではなく、各連結会社からの決算書や連結パッケージの到着次第連結作業が実施され、監査人も漸次その内容を検証しつつ監査を並行的に実施しており、会社の実施する連結作業の終了を待って連結監査も実質的に終了するような日程が組まれている。

公開会社にあつては、すでに相当数の会社が証券取引所での決算発表において連単同時発表を実施してきており、その割合も年々増加傾向にある。また発表の時期も平均決算日後46.5日と早まってきている。<sup>12)</sup> このため、決算日程の観点からは、ほとんどの会社が、商法施行規則に定められた日程とは別に、従来から行われている証取法監査の日程に沿って作業が進められることになり、招集通知にも監査済みの連結数値が記載されることが期待されている。ちなみに、上場会社の例ではほとんどの会社が今回の商法施行規則に定める監査日程に準拠できるような体制にあることが確認されている。<sup>12)</sup>

#### ④ 連結計算書類の株主に対する送付

定時総会の招集の通知には、連結計算書類の謄本を添付しなければならないものとされた。(商特19条の2第5項)これは、連結計算書類を商法上の書類として位置付ける限り当然の措置である。ただし、監査報告書の謄本の交付は要求されていない。

すでに、一部の会社にあつては定時総会の招集通知に、報告のため別添として連結決算に関するグループ報告書を送付している会社も見受けられる。<sup>13)</sup>

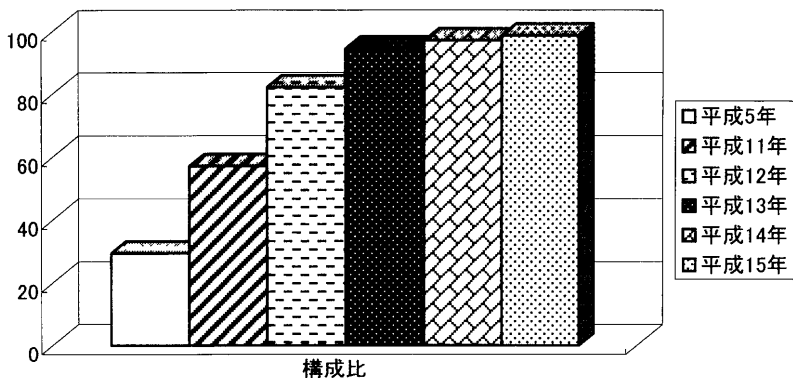
---

12) 東京証券取引所上場部の調べによれば、東証上場の3月期決算会社のうち平成5年には連単同時発表会社の割合は、29.4%であったが、平成11年には57%、さらには直近の平成15年には98.5%へと急増している。また、連結決算発表の平均所要日数も、平成5年71日から、平成11年の62.1日、直近の平成15年の46.5日へと大幅に短縮が図られている。(表4及び5を参照。)

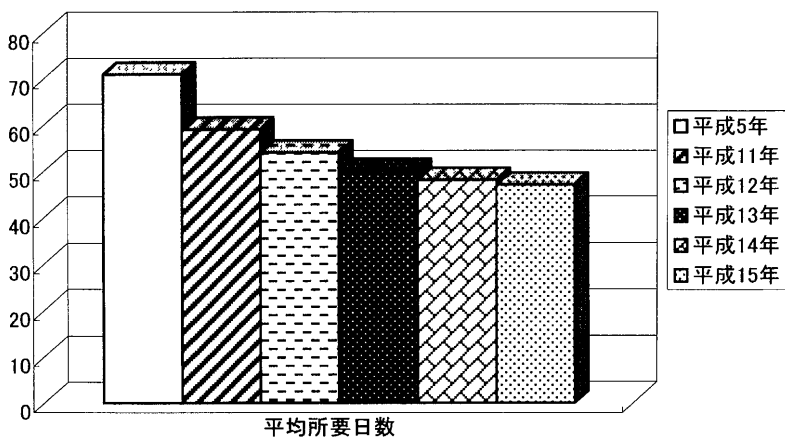
13) この例としては、SONYやエイベックス(株)等がある。SONYは招集通知(88ページ)のほかに、「2002年度ソニーグループ報告書」(カラー刷り34ページ)を添付している。

商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

(表4) 連単同時発表会社の割合(%)



(表5) 連結決算発表会社の平均所要日数の推移



出展：東証上場の3月期決算会社（東京証券取引所上場部「平成15年3月期の決算発表状況等（連結）の集計結果について」平成15年6月25日による。）

#### 4. 連結計算書類に対する監査役（会）の監査

連結計算書類に対する会計監査人の監査の実施や監査報告書の作成に関しては、商法施行規則の第182条に個別の計算書類に準じた規定が設けられているが、すでに企業側も会計監査人側も証券取引法監査での経験があるため、さしたる問題や障害はないであろう。

一方監査役（会）の連結計算書類の監査については、初めての経験であり、いくつかの問題点が指摘されている。

##### 1) 監査役（会）の監査役会に対する報告義務

まず、各監査役は、会計監査人の作成した連結計算書類に関する監査報告書の調査その他の監査を終了したときは、監査役会に対し、下記事項に関して報告しなければならない（商規183条第1項、3項）。

- ① 会計監査人の連結計算書類についての監査の方法及び結果を相当であると認めるときは、その旨
- ② 会計監査人の連結計算書類についての監査の方法及び結果を相当でないと認めるときは、その旨及び理由並びに監査役（会）の監査の方法の概要又は結果
- ③ 子会社もしくは連結子会社（商法上の子会社ではないが、財務諸表等規則上の支配力基準で子会社と認められたもの）に対して会計に関する報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（連結計算書類に関するものに限る。）
- ④ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由
- ⑤ 連結計算書類作成会社又はその子法人等の取締役等から後発事実の報告があったときはその事実

この各監査役から監査役会への報告は、必ずしも文書の形でなすことは要求されていないため、口頭でもなしうる。



## 2) 監査役会の監査報告書の記載事項

監査役会は会計監査人の連結計算書類にかかる監査報告書を受領後1週間以内に、監査報告書を作成し、取締役提出し、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。(商規183条第2項) 監査役会の監査報告書に記載すべき事項には、上記1)の④から⑤の事項である(商規183条第3項)。

これらは、ほぼ単体の計算書類に関する商法特例法第14条に対応する規定であるが、以下の点において相違する。

- ① 連結計算書類には、営業報告書、利益処分案、附属明細書は要求されていない。
- ② 連結計算書類に係る監査であるため、もっぱら会計に関する事項に限定され、「会計以外の業務の監査の方法の概要」の記載は不要である(商特14条3項3号)。

## 3) 会計監査人と監査役との連携

監査役(会)の連結計算書類に対する監査においても、現行の単体の計算書類に対する監査と同様に、まず一次的には会計監査人が監査を実施することになる。ただし、監査役としても、会計監査人の監査の結果が相当であるか否かについて監査意見を述べなければならないとすれば、監査役自らも当該連結計算書類に対して相当詳細な監査を実施しなければならない、という意味で極めて過重な負担を負わざるを得ないのではないかと危機感を持つ方もおられるようである。<sup>14)</sup>

連結計算書類についてはその内容の大半は、いわゆる会計に関する部分に属するものと解されるため、監査役は、定期的に、または随時に会計監

---

14) 中間試案に対する意見として経団連は、連結計算書類についての監査役監査の対象は会計監査に限定すべきであるとしており、また、関経連は、監査役の連結対象会社に対する監査の範囲及び責任を明確にすべきであるとする意見を表明していた。「会社法制の大幅な見直しに関する各界意見の分析[下]—「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」に対する意見—商事法務No. 1605, p. 25

査人（必要な場合には子会社等の監査人を含む。）と連携を密にして情報交換をしておく必要はあろうが、監査役自らが連結計算書類の詳細にまで監査を実施すべきような事態はそう多くはないのかもしれない。但し、いわゆる業務監査については、監査役自らが、又はその補助者や協力者を介してカバーしなければならない。子会社等の取締役、監査役、及び会計監査人等との連携や親会社の中にある関係会社の管理担当部署から適宜に説明や報告を聴取するなどにより責任を果たすことができよう。

#### 4) 監査役及び会計監査人の調査権の連結子会社への拡大

従来から、(親会社)の監査役及び会計監査人には、子会社に対する報告請求権と業務・財産調査権が与えられていた(商法第274条の3、商特第7条第3項)が、改正法では、連結計算書類監査の実効性を担保するため、その権限を連結子会社にまで拡大させることとした。(商特19条の3:ただし、連結子会社については、連結計算書類に関するものに限定される。)

一方、調査権が関連会社にまで及ぶかどうかは明文上は規定されていないので、及ばないと解するしかなかろう。これに対しては親会社の監査役にとってはこのような調査権の拡大は、監査役の権限の拡大のみならず、監査役としての義務も拡大するためそれを行使しない場合には監査役にとってかなりの重い義務を負うとする危惧もある。現に経団連からは、会計に関するものに限定するか、監査役の調査権の範囲を現行のままとすべしとの意見も寄せられていた。(前掲 注14参照)

一方、会計監査人の調査権を関連会社にまで拡大させることに対しては、現行の証券取引法に基づく連結財務諸表監査においては関連会社に対しても必要と認めた場合には必要な監査手続を、自らまたは他の監査人を通して実施することがすでに慣行として確立しており、実務上はさしたる障害にならうとは思われない。

## 5. 連結利益と利益処分

### 1) 商法上の配当規制

商法は、配当可能利益の計算に当たり、極めて厳格で精緻な規定を設けている。(商法第 290 条, 293 条の 5)

しかしながら、それはあくまでも単体ベースでの規定であり、連結ベースでの情報とは全く連動させていない。連結計算書類が導入されたからといって、その目的は、株主等に対する企業集団の情報開示の充実を図るためであって、連結ベースでの配当規制は設けられていない。したがって、連結上は欠損金が計上されていても単体で配当可能利益が存在していれば、違法とは言えず配当することができる。ちなみにこのようなケースが生ずるのは、一般的には次のようなケースが想定される。

① 連結会社間の取引で多額の固定資産売却益が計上され単体では配当可能利益に算入されるが、連結上は消去される場合

② 親会社では、安定的な利益が計上されているが、子会社での新規事業の失敗等により業績不振で多額の欠損金を抱えているケース

このうち、親会社の利益計上による配当維持のため上記①のようなケースが、従来はよく行われていた。

### 2) 連結剰余金<単体の配当可能利益のケースでの配当の可否

最近では、個別から連結主体の開示へと移行してきているため、連結上は欠損金の状態にあり配当可能利益のない会社が単体決算上の利益でもって配当を実施するようなケースは少なくなってきているものと思われるが、過去においては、実際に以下のようなケースが存在していた。

平成 13 年 9 月に民事再生法の適用を申請した大手流通業の M 社の平成 12 年 2 月 29 日現在の資本の部(有価証券報告書ベース)は、以下のよう  
な状況にあった。

商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

(単位：百万円)

	単 体	連 結
資本金	74,024	74,024
資本準備金	127,086	127,250
利益剰余金	95,182	4,351
(内訳) 利益準備金	(10,265)	(利益準備金と連結剰余金との区分なし)
その他の剰余金	(84,917)	
資本合計	296,293	205,625
当期の期末配当額	3,492	3,492
翌期の中間配当額	1,577	1,577

本ケースにおいては、単体決算では、当期の期末配当及び翌期の中間配当財源は存在しているが、連結ベースでは、連結剰余金が4,351百万円しか存在せず、しかもこの中には少なくとも配当不能な利益準備金が10,265百万円(便宜上単体ベースの金額と同額とみなす)含まれていると考えられるので、それを除いた実質的な剰余金は、マイナスの5,914百万円であったものと推定される。

また、電気機器メーカーのK社の平成11年3月期の資本の部(有価証券報告書ベース)は、以下のとおりであった。

本ケースにおいては、明らかに期末の連結剰余金はマイナスの8,275百万

(単位：百万円)

	単 体	連 結
資本金	22,382	22,382
資本準備金	18,144	18,144
利益剰余金(欠損金)：	3,863	△8,275
(内訳) 利益準備金	(53)	(利益準備金と連結剰余金との区分なし)
その他の剰余金	(3,810)	
自己株式		△1
資本合計	44,390	32,249
当期の期末配当額	441	441
当期の役員賞与	115	115
翌期の中間配当額	0	0

円であるにもかかわらず、当期末においての配当と役員賞与の支払いが行われていたケースである。

### 3) 連結計算書類と配当規制のあり方

今回の改正により、商法に連結計算書類が導入されたが、それはあくまでも株主等に対する情報開示の充実を図ることが目的であって、配当可能利益の算定ということは目的としていない。<sup>15)</sup>

そもそも利益処分案については、委員会等設置会社を除き、大会社にあってもその確定するための権限は会社の最高意思決定機関である株主総会(283条、商特第16条)に委ねられている。<sup>16)</sup>

会計監査人は利益処分案が法令定款に違反しているか否かについて意見を表明し、その議案が相当であるか否かについて意見を表明することとされている。ここでの会計監査人の意見はもっぱら法令定款への準拠性又は適法性について意見を表明することとなる。

一方監査役会としては、利益処分案が「会社の財産の状況その他の事情に照らし著しく不当であるかどうか」について意見を表明することが要求されている。この場合の相当性とは、必ずしも期末時点での単体ベースで配当可能利益が存在していたかどうかの判定に止まらず、翌期以降の会社の業績、投資計画、その他の外部環境の変化に対する考慮も当然に含まれるであろうし、連結ベースでの業態も考慮すべきものと思われる。子会社の業績が悪化しており連結ベースでは剰余金が存在しない場合や単体でも未処理の含み損が存在しその処理をすれば配当可能利益が無くなるかも知れないような状況の場合には、相当性の判断において厳格に対処する必要がある。

---

15) 始関正光, 前掲解説 p. 8

16) 委員会等設置会社にあつては、会計監査人の意見と監査委員の意見とで異議が述べられなかった場合においては、取締役会で承認された時点で、利益処分案は確定したものとみなされることになった(商特21条の31第1項)。

## 商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

また、既存の会社の上位に持株会社（ホールディング・カンパニー）を創設する動きがある。このようにして創設された持株会社、とりわけ純粋持株会社にあつては、配当の財源は専ら子会社からの配当金、ロイヤルティ収入、管理委託料等に依存せざるを得ず、その源資はすべて子会社で得た利益である。従つて連結ベースの利益を考慮せずには、持株会社の利益処分の方針を決定することは、事実上不可能である。

今後は連結数値が総会の招集通知に記載され、連単の数値が株主総会の場で比較検討される機会がある。利益処分案の承認に当たり連結数値も無視することはできないはずである。上記2) のようなケースが、今後出てこないように祈りたい。

### 4) 連結ベースでの配当重視の現れ

配当政策を、連結ベースに変える動きが広がってきた。グローバル経営を目指すキャノン、本田技研工業等がその例である。（なお、下線は、筆者による。）

#### 3, 配当政策

当社は、現状、事務機事業、カメラ事業、……………

……株主各位への安定した配当を維持することも重要な政策と考え、利益配分の基本方針としております。

今後の配当につきましては、連結業績も考慮するとともに、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要や財務状態も総合的に勘案し、安定的に実施していく方針であります。

（キャノンの平成14年12月期有価証券報告書より）

#### 3, 配当政策

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけており、グローバルな視野に立って世界各国で事業を展開し、企業価値の向上に努めております。

## 商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

.....  
成果の配分に当たりましては、今後の資金需要などを総合的に考慮し、配当につきましては、長期的な視点に立ち、連結業績を考慮しながら実施することを方針としております。  
.....

(本田技研工業の平成15年3月期有価証券報告書より)

ちなみに、本田技研工業の場合は、海外売上高のウエイトと連単倍率が極めて高いのが特徴である。

(単位：百万円)

	売上高	うち海外売上高	当期純利益	総資産
連結	7,971,499	6,222,793 (78.1%)	426,662	7,681,291
単体	3,322,719		170,035	2,061,331
連単倍率	2.4倍		2.5倍	3.7倍

一方、連結総資産99兆円、連結経常収益2.7兆円の東京三菱銀行の持株会社たる三菱東京ファイナンシャル・グループの(単体)営業収益は、わずかに272億円であり、そのうちすべてが関係会社からの受取配当金(221億円)と受入手数料(51億円)である。同社の配当政策は以下のようであった。(平成15年3月期)

### 3. 配当政策

当社は、銀行持株会社の公共性に鑑み、健全経営の観点から企業体質を強化するために、グループ全体の内部留保の充実に一層留意しつつ、安定的な配当を維持することに努める方針です。

..... (以下略) .....

(三菱東京ファイナンシャル・グループの平成15年3月期有価証券報告書より)

## 6. 結びにかえて

商法上連結計算書類が導入されたことは画期的なことである。また、商法の計算書類が単体・連結ともに、商法施行規則に拠らずに、証券取引法

## 商法における連結計算書類の導入にかかる諸問題

に基づく財務諸表等規則と連結財務諸表規則によって作成できることになり、開示の一元化が図られたことは高く評価できる。

残された課題としては、連結上の配当規制の問題と子会社株式等に対する投資の評価の問題がある。、商法上個別財務諸表においても、子会社等の投資について持分法を適用して単体と連結上の利益と剰余金残高とを一致させることができればこの問題の大半は解決できるのではなかろうか。早期にその実現を期待してやまない。